

# 様式 1 公表されるべき事項

## 国立大学法人金沢大学の役員報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当において、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての職務実績を総合的に勘案し、経営協議会の議を経て、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することとしている。

金沢大学は、「地域と世界に開かれた教育重視の研究大学」を大学憲章に掲げており、第2期中期目標においては、「①我が国の基幹大学として、本学に優位性が認められる研究を推進することにより世界的研究・教育拠点の形成に努める、②国際通用性のある高度専門職業人及び幅広い職業人を養成する、③本学の有する資源を活用し社会貢献を促進する」ことを掲げ、その理念と目標を達成するため、学長のリーダーシップの下で行動実行し改革を推進している。

そうした中で、金沢大学の学長は、職員数約2,600名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬3,069万円と比較した場合、それ以下の水準であり、また、事務次官の年間給与額2,044万円と比べてもそれ以下となっている。

金沢大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものであるとしている。

こうした職務内容の特性や、民間企業役員、事務次官等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

#### 【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や業務の実績、国家公務員指定職適用官職、民間企業との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考えられる。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	{	改定なし	}
理事	{	同上	}
理事(非常勤)	{	同上	}
監事	{	同上	}
監事(非常勤)	{	同上	}

## 2 役員報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 17,056	千円 12,224	千円 4,465	千円 366 (地域手当)		3月31日	
A理事	千円 12,649	千円 9,030	千円 3,298	千円 270 (地域手当) 49 (通勤手当)		3月31日	
B理事	千円 12,735	千円 9,030	千円 3,298	千円 270 (地域手当) 135 (通勤手当)		3月31日	
C理事	千円 12,623	千円 9,030	千円 3,298	千円 270 (地域手当) 24 (通勤手当)		3月31日	
D理事	千円 12,623	千円 9,030	千円 3,298	千円 270 (地域手当) 24 (通勤手当)		3月31日	
E理事	千円 11,624	千円 7,795	千円 2,916	千円 467 (地域手当) 24 (通勤手当) 420 (単身赴任手当)			◇
F理事 (非常勤)	千円 2,152	千円 2,089	千円 0	千円 62 (地域手当)			
A監事	千円 11,045	千円 7,795	千円 2,847	千円 233 (地域手当) 167 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 1,862	千円 1,808	千円 0	千円 54 (地域手当)			

注1:総額、各内訳については千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。  
注2:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が高い地域に勤務する役員に支給しているものである。  
注3:「前職」欄の「◇」は役員出向者を示す。

## 3 役員退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
理事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

〔中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、本学で決定された当初予算の範囲内で運用する。〕

#### ② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔国家公務員、独立行政法人及び他の国立大学法人の給与水準を考慮する。〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔人件費の範囲内で、勤務成績により勤勉手当(6月, 12月)における支給割合の増減を行うほか、昇給の区分(号給数)を決定する。〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定給)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に、基準日以前6ヶ月間の職員の勤務成績に応じた成績率によって勤勉手当を支給する。
昇格・降格	昇格: その職務の級について定められた必要在級年数又は最短昇格期間を超える経験年数を有する職員について、その職員の勤務成績等に基づき選考により1級上位の職務の級に昇格させることができる。 降格: 勤務実績がよくない場合、下位の職務の級に降格することがある。
昇給	昇給日前1年間の勤務成績に基づき決定される昇給の区分に応じた号給数を昇給させることができる。

#### ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

〔特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずる事とした。  
(職員について)〕

① 平成25年4月1日現在31歳以上39歳未満の職員のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年7月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要がある職員は、平成25年4月1日における号給を1号給上位に調整した。

② 平成24年7月1日から平成26年3月31日の間の給与減額において、当初、当分の間減額対象外としていた教育職本給表(二)及び教育職本給表(三)適用者の給与を平成25年8月1日から次のとおり減額する事とした。

〔本給月額〕

・2級以下の職員については4.27%、3級以上の職員については7.77%減額

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 2,064	歳 42.4	千円 6,117	千円 4,554	千円 55	千円 1,563
事務・技術	人 410	歳 41.5	千円 5,019	千円 3,777	千円 67	千円 1,242
教育職種 (大学教員)	人 869	歳 48.6	千円 7,790	千円 5,731	千円 63	千円 2,059
医療職種 (病院看護師)	人 563	歳 34.4	千円 4,557	千円 3,448	千円 35	千円 1,109
技能・労務職種	人 7	歳 48.6	千円 4,806	千円 3,630	千円 55	千円 1,176
教育職種 (附属高校教員)	人 40	歳 46.8	千円 7,124	千円 5,343	千円 50	千円 1,781
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 46	歳 43.0	千円 6,430	千円 4,848	千円 67	千円 1,582
医療職種 (病院医療技術職員)	人 129	歳 37.0	千円 4,794	千円 3,628	千円 49	千円 1,166
任期付職員	人 37	歳 44.6	千円 6,117	千円 4,559	千円 28	千円 1,558
教育職種 (特任教員)	人 37	歳 44.6	千円 6,117	千円 4,559	千円 28	千円 1,558
再任用職員	人 11	歳 62.7	千円 3,453	千円 2,937	千円 114	千円 516
事務・技術	人 7	歳 62.8	千円 3,346	千円 2,855	千円 161	千円 491
医療職種 (病院看護師)	人 3	歳 62.8	千円 3,796	千円 3,210	千円 24	千円 586
技能・労務職種	人 1	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -
非常勤職員	人 73	歳 36.8	千円 3,195	千円 2,785	千円 54	千円 410
事務・技術	人 16	歳 49.3	千円 3,063	千円 2,314	千円 102	千円 749
教育職種 (大学教員)	人 18	歳 37.9	千円 4,104	千円 3,139	千円 42	千円 965
医療職種 (病院医師)	人 38	歳 30.8	千円 2,840	千円 2,840	千円 38	千円 0
技能・労務職種	人 1	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「技能・労務職種」とは、自動車運転手、調理師、実験助手等を示す。

注3:「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注4:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5:「教育職種(特任教員)」とは、研究・教育及び診療活動の活性化、高度化を図るために特別に雇用する者を示す。

注6:在外職員については該当者がいないため、表を省略した。

注7:以下の職種については該当者がいないため、表を省略した。

常勤職員のうち「医療職種(病院医師)」

任期付職員のうち「事務・技術」,「教育職種(大学教員)」,「医療職種(病院医師)」,「医療職種(病院看護師)」

再任用職員のうち「教育職種(大学教員)」,「医療職種(病院医師)」

非常勤職員のうち「医療職種(病院看護師)」

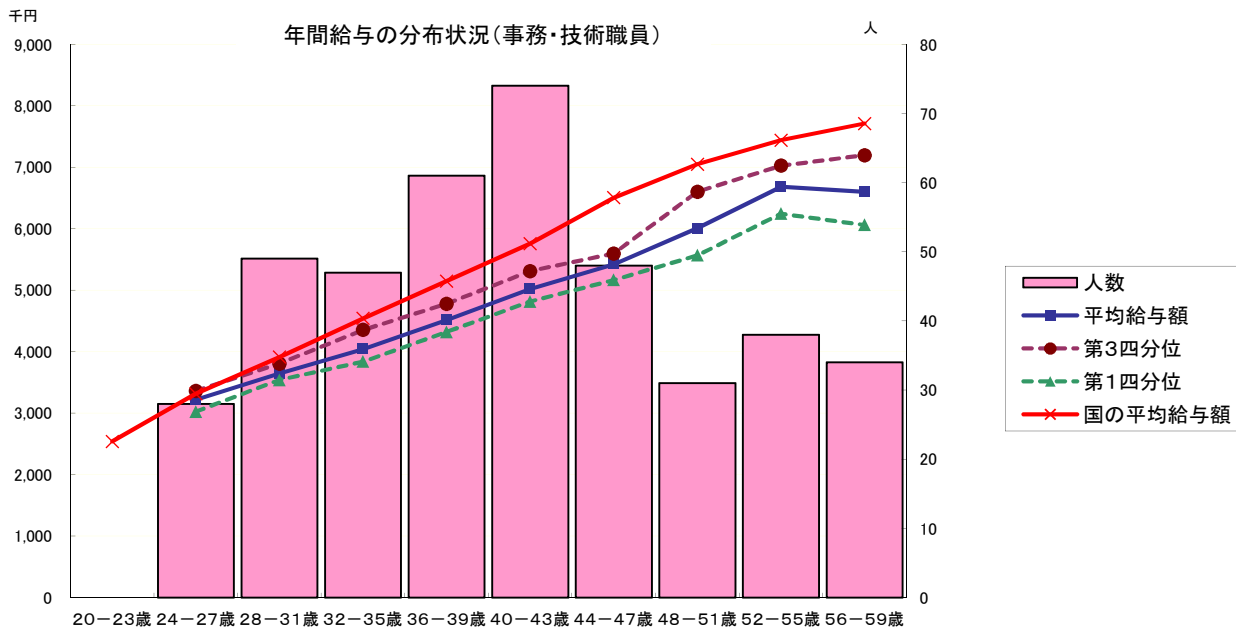
注8:再任用職員及び非常勤職員のうち「技能・労務職種」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

〔年俸制適用者〕

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
任期付職員	人 11	歳 46.3	千円 7,936	千円 7,936	千円 0	千円 0
教育職種 (特任教員)	人 11	歳 46.3	千円 7,936	千円 7,936	千円 0	千円 0

注1:在外職員,再任用職員,非常勤職員及び任期付職員のうち「教育職種(特任教員)」以外の職種については該当者がいないため、表を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))  
 [任期付職員及び再任用職員を除く。以下, ⑤まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下, ⑤まで同じ。

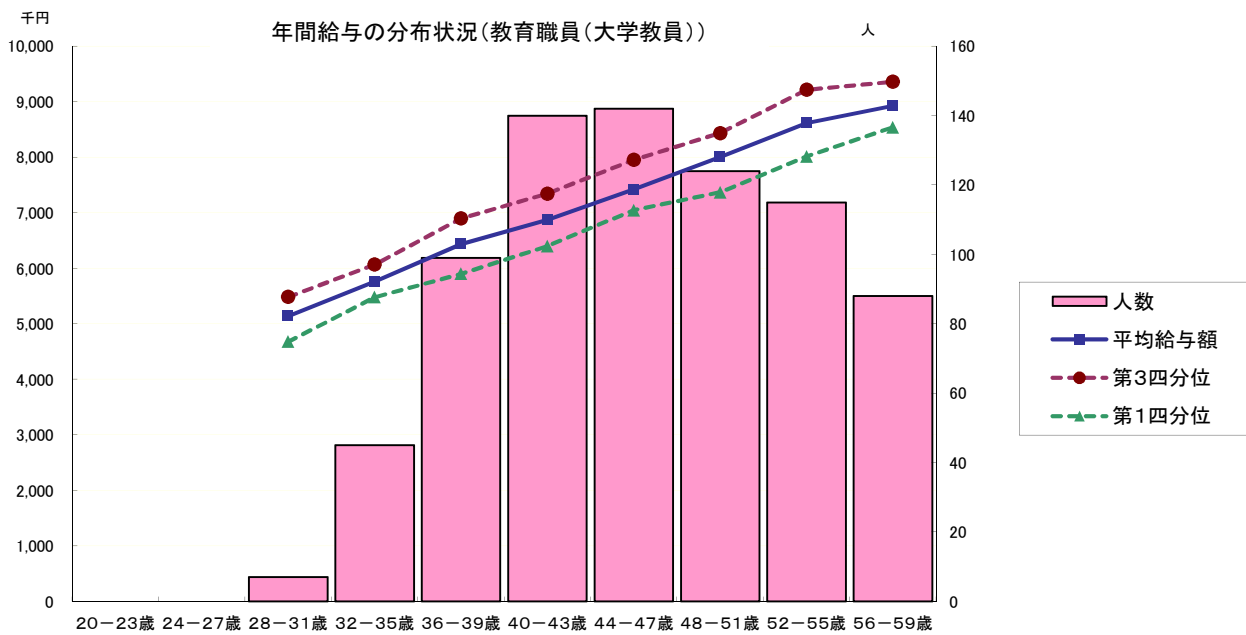
注2:年齢階層20～23歳については, 該当者はいない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1四分位	第3四分位		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
部長	6	57.8	7,434	7,700	7,760	
課長	32	54.1	6,854	7,063	7,133	
課長補佐	36	51.0	5,842	6,269	6,602	
係長	131	46.3	5,026	5,351	5,635	
主任	100	38.4	4,295	4,542	4,794	
係員	105	30.6	3,303	3,593	3,828	

注:「課長」には, 課長相当職である「室長」及び「次長」を含む。

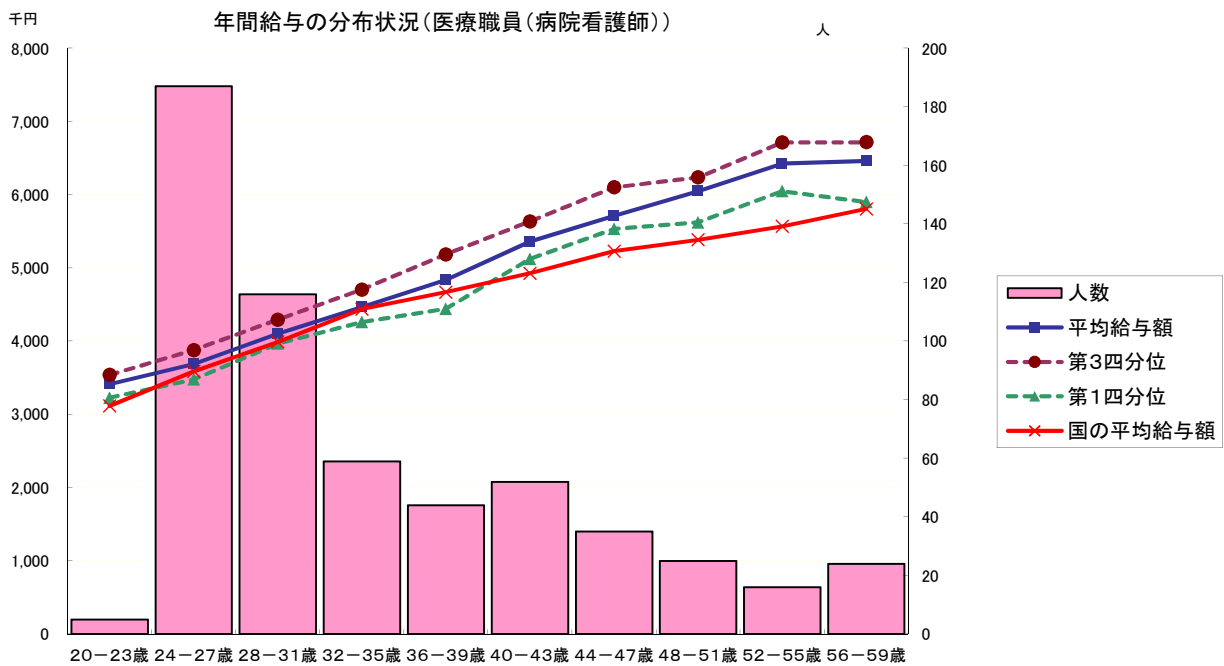
本法人は「課長補佐」相当職として「副課長」, 「副室長」及び「専門員」を置いている。



注: 年齢階層20～23歳及び24～27歳については, 該当者はいない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	361	55.0	8,468	8,953	9,452
准教授	251	45.7	6,960	7,345	7,800
講師	59	46.3	7,007	7,186	7,553
助教	193	41.0	5,792	6,138	6,516
助手	5	53.5	5,937	6,135	6,420



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
看護部長	1	-	-	-	-	-	-
副看護部長	3	52.5	-	-	7,423	-	-
看護師長	33	50.7	6,200	6,200	6,479	6,712	6,712
副看護師長	74	43.9	5,341	5,341	5,663	5,926	5,926
看護師	452	31.5	3,658	3,658	4,163	4,432	4,432

注:看護部長は該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢、第1・第3分位及び平均額を記載していない。また、副看護部長は該当者が3人のため、同様に、第1・第3分位を記載していない。



③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員 技術職員	主任 一般職員 技術職員	係長 主任	副課長 係長	課長 副課長
人員 (割合)	410	25 (6.1%)	91 (22.2%)	184 (44.9%)	65 (15.9%)	29 (7.1%)
年齢(最高～最低)		40～24	48～24	58～34	59～43	59～48
所定内給与年額(最高～最低)		2,881～2,018	3,762～2,286	4,473～2,832	5,124～3,827	5,801～4,270
年間給与額(最高～最低)		3,737～2,665	4,934～3,023	5,915～3,745	6,801～5,213	7,553～5,842

区分	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	課長	部長	部長	事務局長	事務局長
人員 (割合)	15 (3.7%)	1 (0.2%)	該当者なし	該当者なし	該当者なし
年齢(最高～最低)	59～42	-	-	-	-
所定内給与年額(最高～最低)	6,171～5,261	-	-	-	-
年間給与額(最高～最低)	8,078～6,929	-	-	-	-

注:7級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位			助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	869	該当者なし	198 (22.8%)	62 (7.1%)	250 (28.8%)	359 (41.3%)
年齢(最高～最低)		-	63～29	57～31	64～32	64～39
所定内給与年額(最高～最低)		-	5,645～3,294	6,220～3,081	6,526～3,838	8,365～4,901
年間給与額(最高～最低)		-	7,327～4,354	8,197～4,060	8,688～5,242	11,504～6,755

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	副看護部長 看護師長	看護部長 副看護部長
人員 (割合)	563	該当者なし	451 (80.1%)	75 (13.3%)	33 (5.9%)	3 (0.5%)
年齢(最高 ～最低)		-	59～23	59～32	59～38	53～51
所定内給 与年額(最高 ～最低)		-	4,509～2,442	5,219～3,204	5,804～4,067	5,724～5,635
年間給与 額(最高～ 最低)		-	6,091～3,227	6,964～4,231	7,686～5,512	7,585～7,337

区分	6級	7級
標準的な職位	看護部長	看護部長
人員 (割合)	該当者なし	1 (0.2%)
年齢(最高 ～最低)	-	-
所定内給 与年額(最高 ～最低)	-	-
年間給与 額(最高～ 最低)	-	-

注:7級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	64.5%	66.5%	65.6%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.5%	33.5%	34.4%
	最高～最低	45.2～32.4	46.3～29.9	45.8～31.0
一般 職員	一律支給分(期末相当)	64.4%	67.3%	66.0%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.6%	32.7%	34.0%
	最高～最低	43.2～32.1	40.3～29.6	39.3～30.7

## (教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.7	% 66.0	% 64.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.3	% 34.0	% 35.1
	最高～最低	% 45.2～33.2	% 50.2～30.7	% 48.1～31.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 67.3	% 66.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.6	% 32.7	% 34.0
	最高～最低	% 43.2～31.9	% 40.3～26.2	% 41.6～29.8

## (医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 60.4	% 62.1	% 61.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.6	% 37.9	% 38.7
	最高～最低	% 45.2～34.5	% 50.2～31.9	% 48.0～33.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.3	% 66.5	% 64.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.7	% 33.5	% 35.1
	最高～最低	% 43.2～32.7	% 40.3～30.2	% 37.7～31.4

## ⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

## (事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 

87.7
------

対他の国立大学法人等 

97.5
------

## (教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等 

96.5
------

## (医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三)) 

105.3
-------

対他の国立大学法人等 

98.9
------

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 87.7		
	参考	地域勘案	94.7
		学歴勘案	87.6
		地域・学歴勘案	94.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由			
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 37.7% (国からの財政支出額19,889百万円、支出予算の総額52,657百万円 :平成25年度予算)		
	【累積欠損額 0 円(平成24年度決算)】		
講ずる措置	【検証結果】 本学の給与制度等の改正は、国家公務員の給与水準を考慮して行っている。 平成25年度の対国家公務員の比較指数は87.7となっており、給与水準は適切に確保されている。 (主務大臣の検証結果) 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
	指数の状況や給与水準の適正について絶えず検証を行い、本学の財政状況を勘案しつつ、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進め、今後も適正な給与水準の維持に努める。		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 105.3		
	参考	地域勘案	104.7
		学歴勘案	106.5
		地域・学歴勘案	106.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	特例法を参考に開始した給与減額支給措置(年間給与平均7.8%減額)の対象から病院看護師を外したため。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 37.7% (国からの財政支出額19,889百万円、支出予算の総額52,657百万円 :平成25年度予算)		
	【累積欠損額 0 円(平成24年度決算)】		
講ずる措置	【検証結果】 本学の給与制度等の改正は、国家公務員の給与水準を考慮して行っている。 平成25年度の対国家公務員の比較指数は105.3となっているが、給与減額支給措置の対象としていないための期間限定的なものであり、給与水準は適切に確保されている。 (主務大臣の検証結果) 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考え。		
	指数の状況や給与水準の適正について絶えず検証を行い、本学の財政状況を勘案しつつ、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進め、今後も適正な給与水準の維持に努める。		

○教育職員(大学教員)

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 95.7

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22 年度)からの増△減
給与, 報酬等支給総額 (A)	千円 14,104,151	千円 14,374,019	千円 (%) △ 269,868 (△ 1.9)	千円 (%) △ 823,441 (△ 5.5)
退職手当支給額 (B)	千円 1,918,891	千円 1,528,626	千円 (%) 390,265 (25.5)	千円 (%) 567,890 (42.0)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 5,967,351	千円 5,696,515	千円 (%) 270,836 (4.8)	千円 (%) 972,802 (19.5)
福利厚生費 (D)	千円 2,742,981	千円 2,610,647	千円 (%) 132,334 (5.1)	千円 (%) 342,979 (14.3)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 24,733,374	千円 24,209,807	千円 (%) 523,567 (2.2)	千円 (%) 1,060,230 (4.5)

注1:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

注2:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他の競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

#### 総人件費について参考となる事項

#### ① 「給与, 報酬等支給総額」, 「最広義人件費」の対前年度比及び増減要因

##### (1) 「給与, 報酬等支給総額」(前年度比△1.9%)

平成25年4月1日に号給調整を行ったが、特例法を参考に開始した給与減額措置が前年度9ヶ月分に対し、当年度は12ヶ月分だったこと等により1.9%の減額となった。

##### (2) 「最広義人件費」(前年度比2.2%)

上記増減要因に加え、7対1看護基準に対応するための看護師の増員及び外部資金等により雇用される教職員数の増加に伴い、非常勤役職員等給与が4.8%増額、さらに法定福利の保険料率の上昇により福利厚生費が5.1%増額したことにより、最広義人件費が2.2%の増額となった。

### Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし